

令和7年度 募集！

浜松市コミュニティビジネス等 起業資金貸与事業

浜松市では、中山間地域に移住・定住して、コミュニティビジネス等を始めようとする方に対し、最大100万円の起業資金を貸与しています。

移住及び起業を容易にし、中山間地域の振興を図ることを目的とした制度です。この貸付金は、定住し、一定期間事業を継続すると返済が免除になります。

■コミュニティビジネス等とは

中山間地域に移住し、地域の担い手として、地域課題の解決を、地域資源をいかしながら「ビジネス」の手法で解決するものです。

次に掲げる事業で、収益が生じるものが対象となります。

- ① 対象地域の課題を解決する事業
- ② 対象地域の住民の生活環境の向上を図る事業
- ③ 地域資源を活用して、対象地域の振興を図る事業



【例】宅配、移動販売、配食サービス、過疎運送、婚活、
地域の特産品を使ったレストラン、特産品の商品化等
地域のためになる事業、地域に不足している事業が対象となります。

【過去の実績例】

- ・地元産真竹を活用した竹藪製造&交流スペース
- ・オープンCafe&リレーションズマーケット
- ・耕作放棄地を活用した有機農業&宅配サービス
- ・地元食材を活用した飲食店&地域情報発信
- ・天竜杉を取り入れたプライベートコテージ建築&運営



当事業を活用し、天竜杉を取り入れたプライベートコテージ



提案最終受付日 令和7年11月28日（金） 必着

※ 申請前に事業計画をご相談ください。

■お問い合わせ先・提出先

浜松市役所 市民部 中山間地域振興課

〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481

電話：053-922-0200 Mail：chusankan@city.hamamatsu.shizuoka.jp

裏面もご覧ください

【制度の概要】

■ 対象地域

浜松市の中山間地域

- ①天竜区全域※¹ ②浜名区引佐町の一部※²

※1… 都市計画区域を除く

※2… 引佐町伊平、引佐町川名、引佐町渋川、引佐町四方浄、
引佐町田沢、引佐町兎荷、引佐町西久留女木、引佐町東久留女木、
引佐町西黒田、引佐町東黒田、引佐町別所、引佐町的場



■ 対象者

- 対象地域外から対象地域に移住しようとする者、若しくは移住して3年未満の者で、専らコミュニティビジネス等を行おうとする者※個人事業主として起業する者に限る

■ 対象経費

初期投資費用のうち、以下の経費で、資金貸与翌日から1年間に支払いするものに対して、100万円を上限とし貸与します。

対象経費	投資的経費	内外装工事費、設備設置費、機械等設置費
	設備・機器・計器・什器類費用	車両等購入費、備品・機材等購入費・什器類購入費、IT機器購入費、電話・通信回線等の開設費用、給排水衛生設備の使用に係る費用
	事務的費用	営業許可取得に係る費用、開業に係る各種届出等の費用
	運転資金	地代家賃・礼金、車両・機器等のリース料、器具購入費

■ 返還の規定

- 貸与を受けた日の翌日から起算して3年を経過したとき
- 貸与決定取消の規定に該当して、貸与の決定の全部又は一部が取り消されたとき（対象外に転出、90日以上休業、事業の廃止等）

■ 返還の免除

次のいずれかに該当する場合、返還債務を免除します。

- 貸与を受けた日の翌日から起算して3年を超える日まで継続して、対象地域に居住し事業を実施したとき
- 貸与を受けた日の翌日から起算して3年を超える日までに、業務に起因する死亡、又は業務に起因する心身の故障のため廃業したとき

■ スケジュール例（申請書提出から資金貸与日まで約3か月要します）

